

がん総合診療 (緩和ケアを中心とした総合診療)

I. 特徴

2007年4月に施行された「がん対策基本法」においては、がん医療における緩和医療の重要性が強調されており、がん治療初期から終末期まで、病院から在宅までの切れ目のない緩和医療体制の整備が全国的に緊急の課題となっている。このため、緩和ケアへの関心は非常に高まっており、また、病院施設のみならず、在宅医療の現場など、緩和ケア専門医の活躍できる場所は広がっている。しかし、残念ながら、緩和ケアを勉強したいと希望しても、指導医は少なく、研修できる施設は少ないのが現状である。

当院では現在、がんの総合診療的な役割を果たす緩和ケア医を積極的に育成しており、病棟では、緩和ケア診療加算の算定可能な緩和ケアチームの一員として、外来ではがん総合診療部門として、緩和ケアセカンドオピニオン、外来化学療法、放射線治療などを担当している。また、病院内では、基本的に在宅ホスピスケアを念頭においた緩和ケアを実践しており、地域緩和ケアチームの育成にも力をいれている。

研修は、病棟、外来、在宅の三つの場所で行い、習得すべき知識や技術は、終末期緩和ケアのみならず、がんの総合診療（化学療法、放射線治療、外科治療などの集学的治療）、在宅医療など多岐にわたる。

更に、総合内科部門の研修も同時に行い、プライマリーケア医としての修練も行なうこととしている。

II. 募集人員 1～2名

III. 研修期間

研修は原則的に3年間であり、1年毎の更新が可能。2年目より国内研修（緩和ケア病棟；期間は相談の上で検討）を予定している。

V. 指導医リスト

研修指導責任者 : 蘆野吉和【がん総合診療】(院長、総合診療科診療部長)
指導医 : 吉村純彦【がん総合診療】(総合診療科診療部長)
 宮川晃【総合内科】(総合診療科診療部長)
 目時隆博【放射線科】(放射線科長)

VI. 研修内容

- 1年目 : 緩和ケアの基本的知識と技術の習得（症状緩和治療、コミュニケーションスキルなど）、在宅医療の基本的知識と技術の習得
- 2～3年目 : 緩和医療の臨床研究、学会発表、論文作成などを通して、緩和医療学の次世代の担い手としての研修を行う